

古河電工健康保険組合 組合会会議規則

第 1 章 総 則

第1条 組合会は、組合会議員を組合会開催場所に招集して開催することを基本とする。ただし、遠方に所在する等の理由により、組合会の開催場所に赴くことが困難である組合会議員は、会議システムにより出席することができる。

第2条 議員の席次は、議長の定めるところによる。

2 補欠議員の席次は、前任者の席次による。ただし、補欠のため同時に議員となった者が2人以上あるときは、その席次は議長の定めるところによる。

3 議員の定数が増加したため、選定又は選挙した議員の席次は、議長の定めるところによる。

第3条 会期を定めて召集した会議の場合には、議長は次の会議日程及び開議の時間を定めて、これを会議に報告しなければならない。

2 会議日程に定めた議案について、当日開議することができないとき、又はその議案の審議が終わらないときは、議長はさらに会議日程を定め、これを会議に報告しなければならない。

第4条 この規則に関する疑義、その他会議中議題外に起こった事項は、議長がこれを決する。ただし、議長が重要であると認める事項は、会議に諮りこれを決することができる。

第5条 議員の着席は、議長の合図による。

第6条 議案又は報告書は、開議の前に議長が議員にこれを配布しなければならない。

第7条 議長は、会議を開くときは、開議の旨を宣告しなければならない。

2 議案又は報告書は、議長が付議する。

第8条 会議システムによる組合会の開催にあたっては、出席者間の協議と意見交換が自由に行きよう、各出席者の音声や映像が即時に他の出席者に伝わる仕組みになっていなければならない。

第 2 章 動 議 及 び 建 議

第9条 動議は、2人以上の賛成者がなくては、これを議題としない。

第10条 建議案を提出しようとするときは、2人以上の賛成者と連署した文書を議長に提出しなければならない。ただし、事項の簡単なものは、議長の許可を受けて議場において、これを述べることができる。

第11条 議題となった動議又は建議は、議長の許可を受けなければ、これを撤回することができない。

第12条 議題となった動議又は建議で否決されたものは、その会期中は再びこれを提出するこ

とができない。

第 3 章 発 言 及 び 討 論

第 1 3 条 議長が開議を宣告しない間は、議員は議案について発言することができない。

第 1 4 条 議員は、発言しようとするときは、起立して議長と呼び、自己の氏名又は席次番号を告げ、議長の許可を受けなければならない。

2 2人以上同じに発言を求めるときは、議長はその1人を指名して発言させなければならない。

3 前項の場合においては、議員の発言の前後について、異議を申し立てることができない。

第 1 5 条 理事が発言を求めるときは、議長は直ちに許可しなければならない。ただし、このために議員の発言を中止させることはできない。

第 1 6 条 討論は、議題外にわたってはできない。

2 議員の討論が、冗長にわたり又は不必要の論議と認められるときは、議長はこれを制止することができる。

第 4 章 採 決

第 1 7 条 否決の動議は、修正動議に先だち採決しなければならない。

第 1 8 条 修正の動議は、原案に先だち採決しなければならない。

2 同一の議題につき、修正の動議が数件提出されたときは、議長は、原案の趣旨に最も遠いと認めたものから順次採決しなければならない。

第 1 9 条 否決の動議及び修正の動議がすべて否決されたときは、原案につき採決しなければならない。

第 2 0 条 議長は、採決をしようとするときは、その議題及び採決すべき旨を会議に宣告しなければならない。

2 前項の宣告をした後は、その議題については、議員は発言をすることができない。

第 2 1 条 会議に列席する議員は、採決すべき議題につき、可否を表明しなければならない。

第 2 2 条 表決の方法は、起立又は、挙手による。ただし、議長の意見により他の方法を用いることができる。

第 2 3 条 議長は、表決の結果を宣告しなければならない。

第 5 章 秩 序

第 2 4 条 議員は、招集に応ずることができず又は招集に応じたが、会議に出席することができ

ないときは、定刻前にその事由を書面で議長に届出なければならない。

第25条 議員は、会議中私語その他議事を妨げる言動をしてはならない。

第26条 議員は、会議中無礼な語を用いたり又は他人の一身上にわたる討論をしてはならない。

第27条 会議中、この規則に違反し、その他議場の秩序をみだす議員があるときは、議長はこれを制止し、命に従わないときは、当日の会議の終わるまで発言を禁止し又は議場外に退去を命ずることができる。

第28条 議場が喧騒となり、整理しがたいときは、議長は当日の会議を中止し又はこれを閉じることができる。

第 6 章 傍 聴

第29条 組合会の会議を傍聴しようとする者は、身分証を受付係に提示して入場しなければならない。

第30条 傍聴人は、静粛を旨とし、会議の言論に対して公然と可否を表明したり又は談話をしたり若しくは喧騒にわたり、その他会議の妨害となるような行為をしてはならない。

2 前項の規定に違反する傍聴人があるときは、議長はこれを制止し、命に従わないときは、退場させることができる。

第31条 議長より傍聴禁止の宣告があったときは、傍聴人は直ちに退場しなければならない。

第32条 傍聴人は、前2条に定めたもののほか、すべて議長その他係員の指揮にしたがわなければならない。

附 則

この規則は、令和6年8月1日から施行する。